

抗酸菌

項目コード	検 査 項 目	検査材料	容器	保存 (安定性)	所要 日数	実施料 判断料	検査方法	提出条件	備 考	検査目的および異常値 を示す主な疾患名
0652	顕微鏡検査(トマツ) 6A205-0000-061-717-49	一般細菌に 準ずる	一般細菌 に準ずる	冷蔵	2	61 微生物	Ziehl-Neelsen法	一般細菌に準ずる。 ただし、材料が血 液の場合、EDTA- 2Na加の容器に てご提出ください。		
0654	抗酸菌分離培養(8W) 6B305-0000-061-746-49				週 8	210① 微生物	2% 工藤PD培地を使用			
0657	抗酸菌薬剤感受性 6C105-0000-080-781-49	培養コロニー			週 4~8	380② 微生物	1濃度比率法		培養で抗酸菌の 発育が認められ て実施薬剤名は P12参照	
1363	抗酸菌核酸同定検査 (DDH) 6B619-0000-080-842-11	培養コロニー			3~14	410 微生物	マイクロプレート ハイブリダイゼーション法		抗酸菌群18種類 について同定	
2339	結核菌群核酸検出検査 (結核菌DNA-PCR) 6B620-0000-061-842-11	喀痰・体腔液・胃 液尿・気管支肺 胞洗浄液など	2 40	冷蔵	2~4	410 微生物	TaqMan-PCR法	一般細菌に準ずる。 ただし、材料が血 液の場合、EDTA- 2Na加の容器に てご提出ください。	結核菌群の検出 死菌でも検出	
2590	MAC核酸検出 (マイコバクテリウム・アビウム ・イントラセラー) (MACDNA-PCR) 6B621-0000-061-842-11		2 40	冷蔵	2~4	421③ 微生物	TaqMan-PCR法		M.アビウムと M.イントラ セラーの検出 死菌でも検出	

- ① 抗酸菌分離培養検査は、検体の採取部位が異なる場合であっても、同時に又は一連として検体を採取した場合は、1回のみ所定点数を算定する。
抗酸菌分離培養検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。
- ② 抗酸菌薬剤感受性検査は、直接法、間接法等の方法及び培地数にかかわらず、感受性検査を行った薬剤が4種類以上の場合に限り算定する。
- ③ MAC核酸同定は、他の検査により結核菌が陰性であることが確認された場合のみに算定できる。
抗酸菌同定と併せて実施された場合にあつては、主なもののみ算定する。

2 滅菌スピッツ



40 喀痰容器

